

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行				改 正																																																	
料金表				料金表																																																	
第 1 表 第一種郵便物の料金				第 1 表 第一種郵便物の料金																																																	
第 1 (略)				第 1 (略)																																																	
第 2 料金額				第 2 料金額																																																	
1 (略)				1 (略)																																																	
2 特別料金				2 特別料金																																																	
<table><tr><th colspan="3">料 金 の 区 別</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="5">郵便区 内特別 郵便物</td><td>特別料金(1)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>特別料金(2)</td><td>定形郵便物</td><td><u>9 2 円</u></td></tr><tr><td>特別料金(3)</td><td>定形郵便物</td><td><u>8 1 円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">特別料金(4)</td><td>定形郵便物</td><td><u>8 1 円</u></td></tr><tr><td>定形外郵便物</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td><td>(略)</td></tr></table>				料 金 の 区 別			料 金 額	郵便区 内特別 郵便物	特別料金(1)	(略)	(略)	特別料金(2)	定形郵便物	<u>9 2 円</u>	特別料金(3)	定形郵便物	<u>8 1 円</u>	特別料金(4)	定形郵便物	<u>8 1 円</u>	定形外郵便物	(略)	(略)			(略)	<table><tr><th colspan="3">料 金 の 区 別</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="5">郵便区 内特別 郵便物</td><td>特別料金(1)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>特別料金(2)</td><td>定形郵便物</td><td><u>9 4 円</u></td></tr><tr><td>特別料金(3)</td><td>定形郵便物</td><td><u>8 3 円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">特別料金(4)</td><td>定形郵便物</td><td><u>8 3 円</u></td></tr><tr><td>定形外郵便物</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td><td>(略)</td></tr></table>				料 金 の 区 別			料 金 額	郵便区 内特別 郵便物	特別料金(1)	(略)	(略)	特別料金(2)	定形郵便物	<u>9 4 円</u>	特別料金(3)	定形郵便物	<u>8 3 円</u>	特別料金(4)	定形郵便物	<u>8 3 円</u>	定形外郵便物	(略)	(略)			(略)
料 金 の 区 別			料 金 額																																																		
郵便区 内特別 郵便物	特別料金(1)	(略)	(略)																																																		
	特別料金(2)	定形郵便物	<u>9 2 円</u>																																																		
	特別料金(3)	定形郵便物	<u>8 1 円</u>																																																		
	特別料金(4)	定形郵便物	<u>8 1 円</u>																																																		
		定形外郵便物	(略)																																																		
(略)			(略)																																																		
料 金 の 区 別			料 金 額																																																		
郵便区 内特別 郵便物	特別料金(1)	(略)	(略)																																																		
	特別料金(2)	定形郵便物	<u>9 4 円</u>																																																		
	特別料金(3)	定形郵便物	<u>8 3 円</u>																																																		
	特別料金(4)	定形郵便物	<u>8 3 円</u>																																																		
		定形外郵便物	(略)																																																		
(略)			(略)																																																		
第 3 表 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金割引				第 3 表 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金割引																																																	
1 広告郵便物の料金割引				1 広告郵便物の料金割引																																																	
定形郵便物（第 1 表の第 2 の 2（特別料金）に規定する料金が適用されるものを除きます。以下第 3 表において同じとします。）、定形外郵便物（第 1 表の第 2 の 2（特別料金）に規定する料金が適用されるもの（特定規格郵便物を除きます。）を除きます。以下第 3 表において同じとします。）、通常葉書（料額印面の付いたもの及び公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）の規定による選挙運動用のものを除きます。以下第 3 表において同じとします。）又は往復葉書（料額印面の付いたものを除きます。以下第 3 表において同じとします。）のうち、広告郵便物（(1)に定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告、役務の広告その他営業活動に関する広告を目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいいます。以下同じとします。）の料金については、(2)又は(3)に定めるところにより割引をします。				定形郵便物（第 1 表の第 2 の 2（特別料金）に規定する料金が適用されるものを除きます。以下第 3 表において同じとします。）、定形外郵便物（第 1 表の第 2 の 2（特別料金）に規定する料金が適用されるもの（特定規格郵便物を除きます。）を除きます。以下第 3 表において同じとします。）、通常葉書（料額印面の付いたもの及び公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）の規定による選挙運動用のものを除きます。以下第 3 表において同じとします。）又は往復葉書（料額印面の付いたものを除きます。以下第 3 表において同じとします。）のうち、広告郵便物（(1)に定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告、役務の広告その他営業活動に関する広告を目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいいます。以下同じとします。）の料金については、(2)又は(3)に定めるところにより割引をします。																																																	
(1) (略)				(1) (略)																																																	
(2) 同時に差し出されたものの料金割引				(2) 同時に差し出されたものの料金割引																																																	
次に掲げる条件を満たす広告郵便物の料金については、その合計額（第 1 表の第 2 の 1（基本料金）若しくは第 2 の 2（特別料金）又は第 2 表の第 2（料金額）の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下第 3 表において同じとします。）に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。				次に掲げる条件を満たす広告郵便物の料金については、その合計額（第 1 表の第 2 の 1（基本料金）若しくは第 2 の 2（特別料金）又は第 2 表の第 2（料金額）の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下第 3 表において同じとします。）に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。																																																	
ア～エ (略)				ア～エ (略)																																																	

(注1)・(注2) (略)

(広告郵便物の料金の合計額の割引率)

1 基本割引率
(表略)

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	定形郵便物 通常葉書	定形外郵便物	往復葉書
(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) その郵便物の全部又は一部がバーコード付郵便物(3(バーコード付郵便物の料金割引)に規定するものをいいます。以下同じとします。)であること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物であるときは、バーコード付郵便物が1,000通以上であって、そのバーコード付郵便物とそれ以外の郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限ります。	そのバーコード付郵便物につき 3%	—	そのバーコード付郵便物につき 1.5%
(6) (1)及び(5)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 4%	—	そのバーコード付郵便物につき 2%
(7) (2)及び(5)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 5%	—	そのバーコード付郵便物につき 2.5%

(3) 1か月内に差し出されたものの料金割引

(2)のイ及びウに掲げる条件のほか、次に掲げる条件を満たす広告郵便物で、1か月内に差し出されたものの料金については、その総計額(1か月内に差し出されたその郵便物について第1表の第2の1(基本料金)若しくは第2の2(特別料金)又は第2表の第2(料金額)の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この(3)において同じとします。)に次表に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。

(注1)・(注2) (略)

(広告郵便物の料金の合計額の割引率)

1 基本割引率
(表略)

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	定形郵便物 通常葉書	定形外郵便物	往復葉書
(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) その郵便物の全部又は一部がバーコード付郵便物(3(バーコード付郵便物の料金割引)に規定するものをいいます。以下同じとします。)であること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物であるときは、バーコード付郵便物が1,000通以上であって、そのバーコード付郵便物とそれ以外の郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限ります。	そのバーコード付郵便物につき 1%	—	そのバーコード付郵便物につき 0.5%
(6) (1)及び(5)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 2%	—	そのバーコード付郵便物につき 1%
(7) (2)及び(5)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 3%	—	そのバーコード付郵便物につき 1.5%

(3) 1か月内に差し出されたものの料金割引

(2)のイ及びウに掲げる条件のほか、次に掲げる条件を満たす広告郵便物で、1か月内に差し出されたものの料金については、その総計額(1か月内に差し出されたその郵便物について第1表の第2の1(基本料金)若しくは第2の2(特別料金)又は第2表の第2(料金額)の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この(3)において同じとします。)に次表に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。

ア・イ (略)

(注) (略)

(広告郵便物の料金の総計額の割引率)

1 基本割引率
(表略)

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	定形郵便物 通常葉書	定形外郵便物	往復葉書
(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) その郵便物に同時に1,000通以上差し出されたバーコード付郵便物があること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物であるときは、そのバーコード付郵便物とそれ以外の郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限りします。	そのバーコード付郵便物につき 3%	—	そのバーコード付郵便物につき 1.5%
(6) (1)及び(5)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 4%	—	そのバーコード付郵便物につき 2%
(7) (2)及び(5)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 5%	—	そのバーコード付郵便物につき 2.5%

2 区分郵便物の料金割引

定形郵便物、定形外郵便物、通常葉書又は往復葉書のうち、広告郵便物以外の区分郵便物（郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したもの又は差出事業所が指定するところにより郵便区番号ごとに区分したもの（郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものを除きます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）であって、次に掲げる条件を満たすものの料金については、その合計額に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割引きます。

(1)・(2) (略)

ア・イ (略)

(注) (略)

(広告郵便物の料金の総計額の割引率)

1 基本割引率
(表略)

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	定形郵便物 通常葉書	定形外郵便物	往復葉書
(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) その郵便物に同時に1,000通以上差し出されたバーコード付郵便物があること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物であるときは、そのバーコード付郵便物とそれ以外の郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限りします。	そのバーコード付郵便物につき 1%	—	そのバーコード付郵便物につき 0.5%
(6) (1)及び(5)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 2%	—	そのバーコード付郵便物につき 1%
(7) (2)及び(5)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 3%	—	そのバーコード付郵便物につき 1.5%

2 区分郵便物の料金割引

定形郵便物、定形外郵便物、通常葉書又は往復葉書のうち、広告郵便物以外の区分郵便物（郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したもの又は差出事業所が指定するところにより郵便区番号ごとに区分したもの（郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものを除きます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）であって、次に掲げる条件を満たすものの料金については、その合計額に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割引きます。

(1)・(2) (略)

(注) (略)

(区分郵便物の料金の合計額の割引率)

1 基本割引率
(表略)

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	定形郵便物 通常葉書	定形外郵便物	往復葉書
(1)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) その郵便物の全部又は一部がバーコード付郵便物（年賀特別郵便以外の特殊取扱とするものを除きます。）であること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物であるときは、バーコード付郵便物が1,000通以上であって、そのバーコード付郵便物とそれ以外の郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限りします。	そのバーコード付郵便物につき 3%	—	そのバーコード付郵便物につき 1.5%
(7)・(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) (1)及び(6)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 5%	—	そのバーコード付郵便物につき 2.5%
(10) (2)及び(6)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 4%	—	そのバーコード付郵便物につき 2%
(11) (3)及び(6)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 7%	—	そのバーコード付郵便物につき 3.5%
(12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物に	—	そのバーコード付郵便物に

(注) (略)

(区分郵便物の料金の合計額の割引率)

1 基本割引率
(表略)

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	定形郵便物 通常葉書	定形外郵便物	往復葉書
(1)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) その郵便物の全部又は一部がバーコード付郵便物（年賀特別郵便以外の特殊取扱とするものを除きます。）であること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物であるときは、バーコード付郵便物が1,000通以上であって、そのバーコード付郵便物とそれ以外の郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限りします。	そのバーコード付郵便物につき 1%	—	そのバーコード付郵便物につき 0.5%
(7)・(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) (1)及び(6)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 3%	—	そのバーコード付郵便物につき 1.5%
(10) (2)及び(6)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 2%	—	そのバーコード付郵便物につき 1%
(11) (3)及び(6)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 5%	—	そのバーコード付郵便物につき 2.5%
(12) (1)、(2)及び(6)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物に	—	そのバーコード付郵便物に

		つき 6%		つき 3%				つき 4%		つき 2%	
3 バーコード付郵便物の料金割引 定形郵便物、通常葉書又は往復葉書のうち、広告郵便物及び区分郵便物以外のバーコード付郵便物（当社が別に定める封筒の材質等に関する条件を満たす厚さ6ミリメートル以下の定形郵便物、通常葉書又は往復葉書であって、当社が別に定める方法により、受取人の住所又は居所をバーコードに変換し記載したものをいいます。ただし、バーコードに変換しない郵便番号として当社が別に定める郵便番号が付された地域に存するあて所にあてたものを除きます。）であって、次に掲げる条件を満たすものの料金については、その合計額に3%（往復葉書にあつては、1.5%）を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。 (1)・(2) (略) (注1)～(注4) (略)						3 バーコード付郵便物の料金割引 定形郵便物、通常葉書又は往復葉書のうち、広告郵便物及び区分郵便物以外のバーコード付郵便物（当社が別に定める封筒の材質等に関する条件を満たす厚さ6ミリメートル以下の定形郵便物、通常葉書又は往復葉書であって、当社が別に定める方法により、受取人の住所又は居所をバーコードに変換し記載したものをいいます。ただし、バーコードに変換しない郵便番号として当社が別に定める郵便番号が付された地域に存するあて所にあてたものを除きます。）であって、次に掲げる条件を満たすものの料金については、その合計額に1%（往復葉書にあつては、0.5%）を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。 (1)・(2) (略) (注1)～(注4) (略) 附 則（2026年8月31日 2026-日郵統第0143号） この改正規定は、2026年10月1日から実施します。					